

# アポロ新聞

## 温かい陶器屋さん 窯 宽 利十郎窯

ホームガス課 中下 裕司

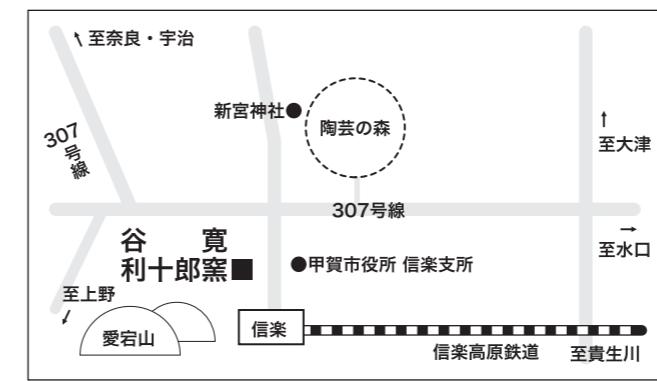
今回は信楽にある家族3代で営んでいる谷寬 利十郎窯のご紹介です。

初代のおじいさんが窯元から独立し今のお店を立ち上げ、植木鉢などの卸業をはじめました。2代目から家庭で使う、主に花柄の絵付けをした食器の製作をはじめました。お玉立やしゃもじ立などは人気の高い商品で、贈答品などにもたいへん喜ばれています。

3代目の三尾さんは夫婦で作陶されています。奥さんは、手作りにこだわった花柄の食器や生活用品、ご主人はタヌキや動物の置物を作っています。最近は陶器の良さを生かした金魚、熱帯魚、爬虫類用の水槽や、シェルターやディッシュなどのペット用品も製作中です。サイズや形などお客様に喜ばれるオーダー品の販売もしています。店には看板犬のバーニーズマウンテンドッグのワカメちゃんや、熱帯魚や爬虫類がたくさんいて賑やかです。是非、遊びにいってみてください。



**営業案内**  
谷寬 利十郎窯  
〒529-1851  
滋賀県甲賀市信楽町長野1188-1  
電話 0748-82-0450  
FAX 0748-82-3450  
営業時間 9:00~17:00 定休日 第2、第4木曜日



# 祝ユネスコ世界遺産登録

代表取締役社長 家喜

なんと、ダンジリ行事が決議文の中で、一例として上げられています。正しくこの行事が世界に発信された瞬間と言えるでしょう。

このアポロ新聞でも2014年11月号と2015年10月号にてダンジリ行事を取り上げました。弊社ホームページからバックナンバーをご覧になることが出来ますので、再読いただけますと幸いです。

形文化遺産代表一覧表への記載は、コミニティが参画した持続可能な方法での無形文化遺産の保護・継承の事例として、国際社会における無形文化遺産の保護の取組に大きく貢献するものである。

参加者の文化的アイデンティティの重要な一部となる。市や、地域の他の場所出身の老若男女が組織の責任や行事の運営を分担している。地域文化の多様性を示す山・鉾・屋台の設計、製作をはじめ、行事で演奏される囃子(はやし)や行事全体の調整など、すべての段階が共有されている。例えば、高岡御車山祭の御車山行事では、市の中

夫や努力によって持続可能な方法で幾世にもわたり継承されてきた。

文化庁による提案要旨として以下のように記されています。

・「山・鉾・屋台行事」は、地域社会の安泰や災厄防除を願い、地域の人々が一体となり執り行う、各地域の文化の粹をこらした華やかな飾り付けを特徴とする「山・鉾・屋台」の巡行を中心とした祭礼行事である。

・祭に迎える神靈の依り代であり、迎えた神をにぎやかに慰撫する造形物である「山・鉾・屋台」は、木工・漆・染物といった伝統的な工芸技術により何世紀にもわたり維持され、地域の自然環境を損なわない材料の利用等の工夫や努力によって持続可能な方法で幾世にもわたり継承されてきた。

2016年の12月1日（エチオピア現地時間11月30日）に、日本の「山・鉾・屋台行事」（英文ではYama, Hoko, Yatai, float festivals in Japan）がユネスコ世界無形文化遺産として登録されました。

国指定重要無形民俗文化財である33件のお祭りが登録されたもので、その中に「上野天神祭のダンジリ行事」が含まれています。話が持ち上がつた2013年から数えると4年にわたる年月を経ての、待ちに待つた登録です。

・「山・鉾・屋台」の巡行のほか、祭礼に当たり披露される芸能や口承に向けて、地域の人々は年間を通じて準備や練習に取り組んでおり、「山・鉾・屋台行事」は、各地域において世代を超えた多くの人々の間の対話と交流を促進し、コミュニティを結びつける重要な役割を果たしている。

・「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無

以下のような決議文を出しています。

(原文は英語)

「日本の市や町では、平和や災厄防

除を願うため、コミュニティにより山・鉾・屋台行事が毎年行われている。「山・鉾・屋台行事」は、日本の各地域の文化的多様性を示す33件の代表例を含む。この33の行事は、コミュニティの様々な人々の協力を得て、伝統行事として

心の住民が山を組み立て、その周辺の地域に住む人々が山を曳(ひ)き、囃子(はやし)を担当する。責任は年齢に応じて変わり、年配の世代が経験の少ない世代や若者に向けて指導を行なう。例えば、上野天神祭のダンジリ行事では、参加者はまず囃子(はやし)を演奏する囃子方(はやしかた)と呼ばれる役割から習いはじめ、ダンジリの方

向を変える梃子方(てこがた)、ダンジリを守る警固役(けいごやく)、そして最後に行事の運営を取りまとめる采配役(さいはいやく)へと段階的に進んでゆく。」

日本からの提案を審査するユネスコの政府間委員会は、登録決定に際して